

～ 専門実践教育訓練等の受講を希望する方へ ～

訓練前キャリアコンサルティングのご案内

専門実践教育訓練等（専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練）の教育訓練給付金の受給を希望される方は、原則として訓練開始日の1か月前までに訓練前キャリアコンサルティングを受講し、受給資格の決定を受ける必要があります。

訓練前キャリアコンサルティングとは？

職業訓練を受けて転職しようと考えている方を対象に、職務経歴や職業能力などを整理し、自己理解の促進を図ることで、職業訓練の科目選択や今度の就職活動に役立てていただくことを目的として行う、ジョブカードを活用した相談です。

ご利用には事前予約が必要です

<WEB予約><https://jobcard.work/index.html>

<電話番号>03-6268-8025（受付時間：平日8:30～17:15）

※厚生労働省 東京労働局から委託を受けた民間事業者（令和4年度：ランゲート株式会社）が実施しています。



各ハローワークにおける訓練前キャリアコンサルティングの実施日

■令和4年4月～12月の実施日

飯田橋	水・金	新宿 (西新宿 庁舎)	月～金	足立	火・金	青梅	水
上野	木			墨田	火・水	三鷹	火・木
品川	火・木	池袋 (サッポロ 庁舎)	月～金	木場	月・水・木	町田	火
大森	月・金			八王子	月・金	府中	水・金
渋谷	月～金	王子	月	立川	月・木・金		

■令和5年1～3月（繁忙期）の実施日

飯田橋	月～金	新宿 (西新宿 庁舎)	月～金	足立	月～金	青梅	水・木
上野	月・火・木			墨田	月～金	三鷹	月・火・木・金
品川	月～金	池袋 (サッポロ 庁舎)	月～金	木場	月～金	町田	火・水・金
大森	月～金			八王子	月～金	府中	月～金
渋谷	月～金	王子	月・水・金	立川	月～金		

※1月16日～2月28日の間、キャリアコンサルティングを受講できる拠点を追加で設ける予定です。詳細は予約時にご確認ください。

実施にあたっての留意事項

- ・訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は**予め記入した「ジョブ・カード」**（※下記参照）をご持参ください。
- ・実施時間は、**原則1回概ね60分**を目安にしています。なお、1回のキャリアコンサルティングで終わらない場合、別の日に2回目を行うこともあります。
- ・在職中の方も、必ず事前にキャリアコンサルティングの受講が必要です。
- ・専門実践教育訓練の教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金等の**支給に係る相談は、雇用保険給付窓口へお問い合わせください。**

ジョブ・カードの記載に当たって

ご自身の職務経歴・実績や職業能力等を「見える化」し、今後のキャリア形成に役立てることができるツールです。様式に添ってこれまでの学習歴や職務経歴などを振り返り、将来に向けた希望や目的などを考えながら記入してください。

◆ジョブ・カード様式は、ジョブ・カード制度総合サイト（厚生労働省）からダウンロードできます。 <https://jobcard.mhlw.go.jp/>

※訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は、上記のジョブ・カード様式のうち、

様式1-1 [キャリア・プランシート]（就業経験のない方は様式1-2）

様式2 [職務経歴シート]

様式3-1 [職業能力証明（免許・資格）シート]

様式3-2 [職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート] の4種類の様式にご記入の上、当日にご持参ください。



ジョブカード記入にあたっての留意事項

◆ジョブ・カードは、専門実践教育訓練等の教育訓練給付金受給資格決定の際に、ハローワークに提出する書類の一つとなるため、**虚偽の記載をされた場合は、責任を問われる場合があります。**

◆過去にジョブ・カードの作成支援を受けたことがある場合は、作成済みのジョブ・カードをご持参いただくことができますが、**様式2 [職務経歴シート]**は、専門実践教育訓練等の教育訓練給付金受給資格決定時にハローワークに提出する必要があるため、**新たに記入をお願いします。**

また、作成済みのジョブ・カードの内容に**変更がある場合も、記入をお願いします。**

◆就業に関する目標・希望などの整理ができておらず、ご自身で記入できない場合は、キャリアコンサルティングを通して支援いたしますので、そのままご持参ください。